第2部 飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の概況

第1章 飲酒を伴う交通事故実態

1 飲酒を伴う交通事故の推移

飲酒を伴う人身事故は、件数、負傷者数ともに平成30年以降、減少傾向で推 移していますが、人身事故全体に占める割合は横ばいとなっています。

飲酒を伴う死亡事故の件数は、前年より1件減少し4件、死者数は前年より 1人減少し4人となっています。(第1-1表)

第1-1表 飲酒を伴う交通事故の推移

_		ı		ı	ı		I	1
区	分年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	5か年計	平均
人	身事故件数	131 (1.3%)	97 (1.0%)	94 (1. 2%)	92 (1.1%)	72 (0. 9%)	486 (1.1%)	97. 2
	うち死亡事故件数	9 (6. 9%)	7 (4.7%)	7 (5. 1%)	5 (4. 2%)	4 (3.5%)	32 (5. 0%)	6. 4 (5. 0%)
列	之 者 数	11 (7.8%)	7 (4.6%)	10 (6.9%)	5 (4.2%)	4 (3.5%)	37 (5. 5%)	7. 4 (5. 5%)
負	自傷者数	176 (1.5%)	131 (1. 2%)	112 (1.2%)	112 (1.2%)	91 (0.9%)	622 (1.2%)	124. 4 (1. 2%)

(道警察本部調べ)

- 注1 飲酒を伴う交通事故とは、第1当事者が原付以上の運転者で、かつ、政令数値以下 を含む飲酒を伴うもの(以下この章において同じ。)。
 - 2 ()内は、人身事故件数又は死者数若しくは負傷者数全体に占める割合。

2 飲酒を伴う交通事故の発生状況

(1) 月別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、12月が54件(11.1%)で最も多く、次いで5月が49件(10.1%) となっています。

死亡事故件数は、1,8,12月が各々5件(15.6%)で最も多く、次いで7月、9月が4件(12.5%)となっています。(第1-2表)

第1-2表 月別発生状況 (過去5か年累計)

月区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
人身事故件数	48	29	39	31	49	32	44	48	37	29	46	54	486
死亡事故件数	5	1	2	3	2	1	4	5	4	0	0	5	32

(道警察本部調べ)

(2) 時間帯別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、 $6\sim8$ 時が61件 (12.6%)で最も多く、次いで $20\sim22$ 時が 55件 (11.3%)となっています。

死亡事故件数は、 $0 \sim 2$ 時が 8 件 (25.0%) で最も多く、次いで $6 \sim 8$ 時、 $22 \sim 24$ 時が各々 4 件 (12.5%) となっています。 (第1-3表)

第1-3表 時間帯別発生状況(過去5か年累計)

(単位:件数)

時間区分	0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	合計
人身	50	52	38	61	29	18	26	28	41	51	55	37	486
死亡	8	က	3	4	1	0	0	3	3	2	1	4	32

(道警察本部調べ)

(3) 曜日別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、日曜日が117件(24.1%)で最も多く、次いで土曜日が84件(17.3%)となっています。

死亡事故件数は、木曜日が8件(25.0%)で最も多く、次いで土曜日が7件(21.9%)となっています。(第1-4表)

第1-4表 曜日別発生状況(過去5か年累計)

区分曜日	日	月	火	水	木	金	土	合 計
人身事故件数	117	52	50	58	73	52	84	486
死亡事故件数	5	4	2	1	8	5	7	32

(道警察本部調べ)

(4) 地形・道路形状別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、市街地交差点が267件(54.9%)が最も多く、次いで市街地直線が131件(27.0%)となっています。

死亡事故件数は、市街地直線が9件(28.1%)で最も多く、次いで非市街地直線が8件(25.0%)となっています。(第1-5表)

第1-5表 地形・道路形状別発生状況(過去5か年累計)

地形· 形状	市	街	地	非	市街	地	合 計
区分	交差点	直線	カーブ	交差点	直線	カーブ	
人身事故件数	267	131	11	16	45	16	486
死亡事故件数	6	9	2	2	8	5	32

(道警察本部調べ)

(5) 事故類型別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、追突が218件(44.9%)で最も多く、死亡事故件数は、車両単独が17件(53.1%)で最も多くなっています。(第1-6表)

第1-6表 事故類型別発生状況 (過去5か年累計)

類型 区分	人対車両	自転車 対 車	正面衝突	追突	出会い頭	車両相互他	車両単独	列車	合計
人身事故件数	32	12	52	218	56	69	46	1	486
死亡事故件数	3	0	8	3	0	0	17	1	32

(道警察本部調べ)

(6) 第1当事者の年齢別発生状況(過去5か年累計)

人身事故件数は、40歳代が104件(21.4%)で最も多く、次いで50歳代が102件(21.0%)となっています。

死亡事故件数は、50歳代が10件(31.3%)で最も多く、次いで30歳代が8件(25.0%)となっています。(第1-7表)

第1-7表 第1当事者の年齢別発生状況(過去5か年累計)

医分 年齢	25歳未満	25~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	高齢者	合 計
人身事故件数	68	36	75	104	102	32	69	486
死亡事故件数	5	0	8	4	10	3	2	32

(道警察本部調べ)

(7) 第1当事者違反(事故原因)別発生状況(人身事故、過去5か年累計)

「飲酒あり」は、「飲酒なし」に比べ、最高速度、追越・通行区分、信号無視、操作不適及び前方不注意の割合が高く、それぞれの割合を比較すると、

○ 最高速度 約17.5倍

○追越·通行区分 約 2.7倍

○信号無視 約 1.1倍

○操作不適 約 1.3倍

○前方不注意 約 2.2倍

となっています。(第1-8表)

第1-8表 第1当事者違反(事故原因)別発生状況(人身事故、過去5か年累計、構成率)

(単位:%)

									· '	<u> </u>
違反区分	最高速度	追越· 通区	信号無視	一時不停止	操作不適	前方不注意	動静 不注視	安全不確認	その他	酒酔い
飲酒なし	0.2	0.6	5. 5	7.2	11. 1	18. 3	9.6	30. 6	16. 8	
飲酒あり	3. 5	1.6	6. 2	2. 7	14. 0	39. 5	4. 1	10. 7	9. 0	8. 6

(道警察本部調べ)

(8) 致死率 (過去5か年累計)

死傷者100人当たりの死者数で算出した致死率を比較すると、「飲酒あり」は「飲酒なし」の約5倍の致死率となっています。(第1-9表)

第1-9表 致死率 (死者数÷死傷者数×100)

	死傷者100人当たりの死者数
飲酒なし	1.2 %
飲酒あり	5.6%

(道警察本部調べ)

第2章 飲酒運転の根絶に関する施策

※文中の「条例」とは、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」をいう。

1 基本方針の策定

道では、飲酒運転のない安全で安心な社会を実現するために、条例第11条第1項の規 定により、次のとおり「北海道飲酒運転の根絶に関する基本方針」を策定しました。

- (1) 策定年月日
 - 平成28年5月18日
- (2) 公表年月日 平成28年6月7日
- (3) 概要

条例に基づき、飲酒運転の根絶に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な 事項について定めたもの。

- ア 道民の意識の高揚及び啓発活動
 - 情報提供
 - 教育及び知識の普及等
 - 飲酒運転の予防及び再発の防止のための措置
- イ 推進体制

北海道飲酒運転根絶推進協議会の開催

- ウその他
 - 飲酒運転根絶の日(7月13日)の取組
 - 緊急対策の実施
 - 議会への報告
 - 道民等の活動への助言等
 - 条例の普及等

2 飲酒運転の予防及び再発の防止のための措置

(1) 保健所等による相談支援

道立保健所(26か所)、道立精神保健福祉センター、政令指定都市及び保健所設置市において、アルコール健康障害を有する者及びその家族への相談支援を実施(令和4年4月1日~令和5年3月31日までの相談件数(道立分):実人員277名、延べ件数430件)するとともに、道警察では、飲酒運転で検挙された道内居住の違反者に対して送付する「行政処分関係書類」に、保健指導を勧奨する文書を同封し、保健指導に関して支援を実施しました。

なお、令和4年度は保健指導の勧奨文の内容を見直し、「ナッジ理論」を活用した 内容にリニューアルしたほか、相談支援を促すリーフレットを作成し、保健指導及び 相談支援につながる取組を実施しました。

(令和4年度保健指導勧奨文送付者754名 保健指導実施者3名)

(2) アルコール健康障害に関する啓発活動

道、道立保健所、政令指定都市及び保健所設置市のホームページにおいて、条例の施行及びアルコール健康障害に関する相談支援等について掲載するとともに、啓発活動も次のとおり実施しました。

ア 「アルコール関連問題啓発週間」(11月10日~16日)における啓発活動

(ア) 実施期間

令和4年11月11日~14日

(4) 実施場所

道庁1階道政広報コーナー

- (ウ) 実施内容
 - ・ アルコール関連問題啓発ポスター、アルコール依存・健康障害予防啓発ポスター、依存症治療拠点機関、相談拠点機関、支援関係機関パンフレット、 AUDIT (飲酒習慣スクリーニングテスト)、飲酒運転根絶啓発チラシ、 アルコール体質判定パッチ等の掲示・配布
 - ・ 健康づくりTwitterでアルコール関連問題啓発週間の周知。
- イ アルコール健康障害・依存症に関する広報・普及啓発

道立保健所では、アルコール健康障害に関するポスターの掲示、リーフレットの 設置、ホームページで相談窓口や地域の自助グループの情報を掲載するなどの広報 ・普及啓発を実施しました。

3 教育及び知識の普及等

(1) 飲酒運転の根絶に係る道民意識の高揚を図るための主な取組

道及び関係機関・団体では、春夏秋冬の期別交通安全運動を通じ、飲酒運転根絶について啓発活動を実施したほか、飲酒運転根絶対策期間を設定するなどして、次のとおり啓発活動を実施しました。

ア 関係機関・団体との連携による飲酒運転根絶啓発の実施

道や道警察等の関係機関・団体が連携し、イベント会場や交通安全の日等の街頭 啓発活動において、啓発品を配布するなどして、条例の周知や飲酒運転の根絶を呼 びかけました。

- (ア) キリンビール株式会社との連携による啓発活動
 - ・令和4年4月9日(札幌駅地下街アピア 太陽の広場)
 - ・令和4年8月4日(大通ビアガーデン)

- ・令和4年9月30日(北海道庁赤れんが庁舎前庭)
- (イ) 飲酒運転ゼロキャンペーンinラソラ

実施年月日 令和4年12月20日

実施場所 ラソラ札幌(札幌市白石区東札幌3条1丁目1番1号)

- イ 飲酒運転根絶の日決起大会等の開催
 - (ア) 7月13日の「飲酒運転根絶の日」を広く道民に周知するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」の合い言葉により、規範意識の醸成を図るため、全道14ヶ所(振興局管内)において「飲酒運転根絶の日決起大会」等を開催しました。

全道で合計約1,200名参加し、札幌市内での開催(交通安全対策七者連絡会議主催)にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大のため、人数制限を行い、次のとおり実施しました。

- ・かでるホール 300名参加
- ・ 基調講演「飲酒運転ゼロを目指して~正しく知って安全で健康な社会~」
- ・「飲酒運転根絶演劇~失われた未来~」、飲酒運転根絶メッセージと道民宣言(札幌山の手高校演劇部の皆さん)
- (イ) 各地区開催状況

各地区の開催状況については、第2-1表のとおりです。

第2-1表 各地区開催状況

地区	開催日	開催場所	参加人数
空知	7月13日	芦別市総合福祉センター	65
石狩	7月13日	かでるホール(札幌市)	300
後志	7月13日	後志合同庁舎(倶知安町)	36
胆振	7月13日	胆振総合振興局(室蘭市)	31
日高	7月13日	浦河町総合文化会館	46
渡島	7月13日	渡島合同庁舎(函館市)	64
檜山	7月13日	檜山振興局(江差町)管内7町とリモート開催	70
上川	7月13日	旭川市大雪クリスタルホール	124
留萌	7月13日	留萌合同庁舎(留萌市)	72
宗谷	7月13日	宗谷合同庁舎 (稚内市)	49
オホーツク	7月13日	オホーツク合同庁舎 (網走市)	46
十勝	7月13日	十勝合同庁舎(帯広市)	46
釧路	7月13日	釧路町公民館	131
根室	7月13日	根室地方合同庁舎駐車場(根室市)	90

- (ウ) 飲酒運転根絶の日を周知するとともに、一年を通して飲酒運転根絶事業の普及啓発に使用するチラシやポスター等を作成・配布しました。
 - チラシ 75,000枚
 - ・ポスター 15,000枚
- (エ) 飲酒運転根絶ロゴマークを、通年運動や期別運動で作成するポスター、チラシなど啓発資材等に掲載するなどして、ロゴマークの効果的な活用を推進するとともに、関係団体や企業等の積極的な活用を促進しました。
- (オ) 交通安全対策七者連絡会議において、北海道弁PRキャラクター「やベーベ や」を飲酒運転根絶アンバサダーに就任依頼するとともに、ホームページやS NSでの発信、飲酒運転根絶のぼり旗に掲載するなどして、幅広い世代への啓 発を展開しました。

ウ 参加体験型啓発

例年、各種イベント会場でエコドライブ模擬体験会などを展示する気候変動対策 課や(総合)振興局と連携し、飲酒状態体験ゴーグル、アルコール体質判定パッチ を使用した参加体験型の啓発を実施し、飲酒運転の根絶を訴えてきましたが、令和 4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止となりました。

エ 飲酒運転根絶対策期間の設定

忘年会など飲酒の機会が増える12月を飲酒運転根絶に向けた飲酒運転根絶対策期間として設定し、関係機関・団体と連携し周知・啓発を実施しました。

- ・イベント名:飲酒運転0(ゼロ)キャンペーンinラソラ
- · 実施年月日: 令和4年12月20日
- 実施場所:ラソラ札幌1階イベントコート
- 主催:交通安全対策七者連絡会議
- ・協力: (公社) 北海道トラック協会、キリンビール株式会社北海道統括本部、 札幌静修学園札幌静修高等学校ダンス部、こどもカンパニー東札幌園
- ・実施内容:飲酒運転0(ゼロ)を目指すため、啓発活動開始式ではステージイベントを実施し、その後、啓発活動を実施して数字の0(ゼロ)にちなみ、バームクーヘン、飲酒の場に車でイカ(行か)ない、お酒を飲んだら車でイカ(行か)ないことを周知する「イカの燻製」を来場者や買い物客へ配布し、飲酒運転根絶を呼び掛けました。

オ 飲酒運転根絶見廻り隊の実施

交通安全指導員会を中心として見廻り隊を結成し、毎月13日を基本として、飲食店、コンビニ等のアルコール提供店にのぼりを掲げ訪問し、従業員や来店客に啓発品等を配布し、「飲酒運転をしない・させない」働きかけを実施しました。

カ 飲酒運転根絶に向けた情報提供制度(飲酒運転ゼロボックス)の運用

(ア) 実施機関

道警察

(4) 運用開始日

平成27年8月27日から

(ウ) 実施内容

前年に引き続き飲酒運転に関する情報や飲酒運転を根絶するアイディアを、広く道民から情報を提供してもらうために、道警察ホームページ内にメールボックス「飲酒運転ゼロボックス」を開設し、飲酒運転取締りや施策に反映させることで、飲酒運転根絶への関心を高めています。

キ 飲酒運転根絶研修会の開催

飲酒運転根絶の活動に必要な知識等に精通した人材を育成するため、市町村職員、交通安全推進員、交通安全指導員等を対象に全道11ヶ所(振興局管内)において研修会を開催し、飲酒運転根絶への意識の向上並びに啓発活動における参考情報の提供を図りました。

研修会を開催した地区は第2-2表のとおりです。

第2-2表 各地区開催状況

(令和5年3月末現在)

地区	開催日	開催場所	参加人数
空知	3月7日	空知総合振興局	42
石狩ほか	3月14日	札幌駅前ビジネススペース	28
		(一部オンライン)	
後志	3月14日	後志合同庁舎	36
胆振	11月22日	胆振総合庁舎	26
上川	3月1日	上川合同庁舎	46
留萌	12月 1 日	留萌合同庁舎	50
宗谷	11月9日	宗谷合同庁舎	36
オホーツク	11月24日	北見市民会館	44
十勝	3月17日	十勝合同庁舎	21
釧路	12月2日	釧路市生涯学習センター	58
根室	2月21日	中標津町役場	35

ク 地域連携型飲酒運転根絶事業

- (7) 「飲酒運転根絶!高校生メッセージコンクール」を実施し、受賞したメッセージを ラジオや地域FMにおいてスポット放送をするなどし、飲酒運転を見逃さない という社会全体の意識の醸成を図りました。
 - · 募集期間 7月1日~9月30日

- 応募作品 578作品
- ・受賞作品 北海道知事賞、北海道教育委員会教育長賞、北海道警察本部長賞、 札幌市長賞、北海道交通安全推進委員会会長賞、北海道交通安全 協会会長賞、北海道安全運転管理者協会会長賞、飲酒運転根絶ア ンバサダー「やベーベや」特別賞(1校2作品)
- ・ラジオ放送時期 12月~1月
- ・ラジオ放送回数 213回(全道ラジオ局3局、地域FM局22局)
- (イ) 飲酒運転根絶宣言店飲食店等の登録制度について

飲酒運転根絶に関する取組を宣言する飲食店及び酒類販売店等の登録制度について、道と連携し旭川市、函館市、帯広市、後志、胆振、留萌管内のほか、本年度から石狩、渡島、上川、十勝、釧路及び根室管内で取組を開始しました。 (平成30年度より独自で取り組んできた日高管内の登録者数についても全体登録数に算入。)

・全体登録者数 364件(うち、令和4年度 230件)

飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った事業者の登録について、道と連携 し令和4年度は、北海道トラック協会の協力を得て、会員事業所の登録を行い ました。

- ·登録数 2, 156事業所
- (ウ) 教育機関と連携した啓発活動の実施

「北海道から飲酒運転を根絶!学生PR動画コンテスト」を、道内の専門学校、短大、大学、大学院に通う学生を対象に実施し、受賞作品を当委員会のホームページやSNS等で公開するなど、啓発に活用しました。

- ·募集期間 7月1日~11月30日
- 応募作品:11作品
- ・受賞作品:最優秀賞、優秀賞、佳作(各1作品) 飲酒運転根絶アンバサダー「やベーベや」特別賞(2作品)
- ・活用:道庁及び振興局、関係機関・企業等(北海道エネルギー(株)のSS等)の協力によるデジタルサイネージ、研修会・大会等における放映など。
- (エ) 企業と連携した啓発活動の実施

株式会社セコマ(令和4年4月~:約1,100店舗)やイオン北海道株式会社 (令和4年3月~:約170店舗)と連携し、「飲酒運転根絶卓上ミニのぼり旗」 を道内の店舗に設置し、家庭での飲酒から生じる飲酒運転防止についての道民 の意識の高揚を図りました。

- (オ) 飲酒運転根絶アンバサダー「やベーベや」による飲酒運転根絶の動画を作成し、 秋の全国交通安全運動期間中に札幌駅前大型ビジョンで放映したほか、市町村等 のデジタルサイネージ等への提供などにより、地域における飲酒運転事故防止に 向けた啓発活動を実施しました。
- ケ 飲酒運転根絶アンバサダーによる広報・啓発活動

交通安全対策七者連絡会議において、北海道弁PRキャラクター「やベーベや」 を飲酒運転根絶アンバサダーに就任依頼するとともに、(公社)北海道交通安全 推進委員会のホームページ、SNSでの発信、飲酒運転根絶のぼり旗等に掲載するな どして、幅広い世代への啓発を展開しました。

(2) 児童・生徒に対する飲酒運転根絶に関連する教育

ア 児童・生徒向け飲酒運転根絶教育パンフレットの作成・配布

飲酒による心身への影響、飲酒運転の危険性、飲酒運転が周りに及ぼす影響等の知識を児童・生徒の段階から啓発し、高い啓発効果を得るため、全道の小・中・高校の1年生に飲酒運転根絶教育パンフレットを配布しました。

イ SDD全国こども書道コンクールの後援

「飲酒運転根絶」をテーマとした、JD共済が主催するSDD全国こども書道コンクール(後援~北海道、北海道教育委員会、道警察等)を通じ、道内の小・中学生に対して飲酒運転根絶の重要性について啓発しました。

ウ 飲酒運転根絶ダンスの制作

札幌市内に所在する札幌静修高等学校ダンス部の協力を得て、飲酒運転で交通死 亡事故を起こした者の後悔の念や交通ルールを守る大切さを表現した、「飲酒運転 根絶ダンス」を制作し、ダンス部生徒の規範意識の醸成を図るとともに、同世代の ほか、幅広い年齢層に対して、飲酒運転の根絶を呼びかけました。

(3) 観光客その他の滞在者による飲酒運転を防止するための取組

ア 実施年月日

令和4年8月4日

イ 実施場所

大通ビアガーデン

ウ 実施機関

北海道、北海道警察、札幌方面中央警察署、札幌市

工 実施内容

新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となった大通ビアガーデンにおいて、来場客に対してチラシや啓発品を配布するなどし、飲酒運転根絶を呼びかけました。

4 情報の提供

道や道警察及び関係機関・団体のホームページにおいて、飲酒運転の状況や飲酒運転の根絶に関する情報を掲載し、飲酒運転根絶の周知を図っています。

5 飲酒運転根絶緊急対策

飲酒運転根絶緊急対策は、知事が、飲酒運転の発生状況にかんがみ、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合、条例第16条に基づき、緊急対策期間の設定及び重点対策地域の指定をして、道警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止することを目的とするもので、平成29年2月1日から運用開始となりました。

実施基準は、

- ・飲酒運転を伴う交通死亡事故が1年に複数回発生した場合
- 社会的反響の大きい飲酒事案
- ・飲酒運転による逮捕事案 振興局は、連続した3日間で3件以上 札幌市は、連続した3日間で4件以上
- ・その他、特に必要と認められる場合

となっております。

対策期間は、おおむね7日間となっており、対策期間中、新たに重大な飲酒事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができます。

対策期間中は、各機関・団体が連携して広報・啓発活動や街頭指導活動を実施するほか、警察による交通指導取締活動や、レッド警戒等による警戒活動が強化されます。

令和4年中の緊急対策実施回数は2回で、実施状況については第2-3表のとおりです。

第2-	つ 丰	飲酒運転根絶緊急対策実施状況	
<i>兎 ′ ′ ′</i>	3 表	以伯里取似形系示对束夫加从优	

回数	実施基準	実施月日	発表区域
1	飲酒運転による交通死亡事故	2月14日から2月20日	札幌市内
2	飲酒運転による逮捕事案	12月6日から12月12日	札幌市内

6 市町村における飲酒運転の根絶に関する施策

市町村における飲酒運転の根絶に関する施策については、道が行った「市町村における飲酒運転の根絶に関して講じた取組みに関する調査(調査対象期間:令和4年1月1日~令和4年12月31日)」によると、次のような状況にあります。

(1) 飲酒運転の根絶に係る道民意識の高揚を図るための取組 市町村における「飲酒運転の根絶に係る道民意識の高揚を図るための取組」は、129

市町村で行われています。

その内容については、市町村と各(総合)振興局や道警察、関係機関・団体が連携 して、飲酒運転根絶キャンペーンの展開、飲食店を訪問しての啓発活動など様々な取 組を実施しました。

ア 飲酒運転根絶見廻り隊(小樽市、倶知安町)

小樽市では、9月から12月の毎月13日前後に、小樽市交通安全指導員協議会が主催となり、JR小樽駅周辺のアルコール提供飲食店及び販売店で飲酒運転根絶を世に啓発事業を実施しました。

また、倶知安町においても、飲酒運転根絶見回り隊を結成し、町内のスーパーなどの商業施設において、啓発活動を実施しました。

イ 飲酒運転撲滅街集会の実施(砂川市)

砂川市では、新型コロナウイルス感染拡大防止策として人数制限措置をした上で、6月6日、飲酒運転撲滅集会(例年開催、令和3年は中止)を実施しました。

ウ 飲酒運転根絶総決起集会(室蘭市)

室蘭市では、12月1日に中嶋コンソーシアム・ふれあいサロン内で飲酒運転根絶 宣言を参加者で読み上げ等をした後、通行車両に対し飲酒運転根絶に関するのぼり 旗を掲げる街頭啓発を行いました。

エ 飲酒運転根絶キャンペーンの実施 (新ひだか町)

町内の飲食店やスナックを巡回し、店舗や利用客に対し、運転代行で使用できる 割引券を配布し、飲酒運転根絶を呼びかける啓発を行いました。

オ 飲酒運転根絶の日街頭啓発出動式の開催(美幌町)

飲酒運転根絶の日である7月13日、町民の飲酒運転根絶の意識向上を図る街頭啓 発出動式を実施しました。

(2) 児童・生徒等に対する飲酒運転の根絶に関連する教育

市町村における「児童・生徒等に対する飲酒運転の根絶に関連する教育」は、16市町村で行われており、児童・生徒等に対し、飲酒運転の根絶を含めた交通事故防止リーフレット・チラシの配布や、授業において飲酒が身体に及ぼす影響・危険性等について教育を行っています。

(3) 観光客その他の滞在者による飲酒運転を防止するための取組

市町村における「観光客その他の滞在者による飲酒運転を防止するための取組」は、 43市町村で行われており、観光客が集まる道の駅や海水浴場等において、啓発資材の 配布や幟旗の設置等の啓発活動を実施し、飲酒運転の防止に努めています。

(4) 情報の提供

市町村における「情報の提供」は、56市町村で行われており、市町村のホームページやSNS、広報誌への情報掲載や町内放送を活用した情報提供を実施しています。

(5) 振興局別市町村取組状況

令和4年中における、振興局別の市町村取組状況については、第2-4表のとおりです。

第2-4表 振興局別市町村取組状況

		条例12条関係		条例13条関係		条例14条関係
振興局名	市町村数	アルコール健康	道民意識高揚	飲酒運転根絶	観光客等	
旅 興 同名	田町 竹 剱	障害相談支援	に関する取組	に関する教育	への啓発	情報提供
		(市町村数)	(市町村数)	(市町村数)	(市町村数)	(市町村数)
空知	24	3	17	1	3	6
石狩	8	0	8	1	1	5
後志	20	2	10	2	5	4
胆振	11	0	8	1	3	4
日高	7	0	5	0	2	0
渡島	11	1	8	0	1	1
檜山	7	1	5	0	1	3
上川	23	2	19	4	7	9
留萌	8	0	7	0	4	2
宗谷	10	0	6	1	2	4
オホーツク	18	0	12	5	4	9
十勝	19	0	15	0	3	4
釧路	8	0	6	0	4	2
根室	5	1	3	1	3	3
計	179	10	129	16	43	56

(道環境生活部調べ)

7 北海道飲酒運転根絶推進協議会

飲酒運転の根絶に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、交通安全対策七者連絡会議に酒類販売業者や飲食店営業者、運行代行などの事業団体を加えた「北海道飲酒運転根絶推進協議会」を設置しました。

【令和4年度協議会】

開催月日:令和4年11月15日

開催内容:北海道の飲酒運転事故の現状、各関係機関・団体の取組紹介を行ったほか、

他府県の飲酒運転根絶条例の内容等について情報共有を図りました。

また、年末に向けた飲酒運転根絶対策の強化について、協力を要請しました。

北海道交通安全基本条例

[平成10年12月17日 条例第46号] [第1次改正 平成21年 3月31日 条例第21号]

北海道交通安全基本条例をここに公布する。

北海道交通安全基本条例

目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 交通の安全に関する基本的施策 (第9条-第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、陸上交通の安全(以下「交通の安全」という。)に関し、基本理念を定め、及び道、道路等の設置者、事業者、車両の運転者、歩行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって交通事故に対する不安のない安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 交通の安全は、交通環境の整備等を図るとともに、北海道の地域の特性を踏まえ、 自動車と他の交通手段を適切に組み合わせた交通体系づくり及び交通の安全に配慮した まちづくりを進める中で確保されなければならない。
- 2 交通の安全は、人と車両と交通環境との調和を基本に、道民一人一人がそれぞれの責 務を自主的かつ積極的に遂行することにより確保されなければならない。
- 3 交通の安全は、人命の尊重を基本に、道民一人一人が法令を遵守すること及び交通道 徳を高めることにより確保されなければならない。

(道の責務)

- 第3条 道は、交通の安全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務 を有する。
- 2 市町村が交通の安全に関するその地域の状況に応じた総合的かつ計画的な施策を策定 し、及び実施しようとする場合には、道は、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、 助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 道は、交通の安全に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、関係機関及び 関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

(道路等の設置者等の責務)

- 第4条 道路等を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、 又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の措置を講ずるに当たっては、特に高齢者、 障害者及び児童が安全かつ円滑に利用できるように配慮するものとする。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、 運転者の心得及び交通事故の際の救急措置を周知する等交通の安全に関して必要な措置

を講じなければならない。

(車両の運転者等の責務)

- 第6条 車両を運転する者は、法令を遵守するとともに、歩行者に危害を及ぼさないよう にする等車両の安全な運転に努めなければならない。
- 2 自転車を運転する者は、夜間、自転車の側面に反射器材を装着するように努めるもの とする。

(歩行者の責務)

- 第7条 歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を遵守し、交通に危険を生じさせないようにするとともに、冬期は道路状況を考慮し、自ら安全を確認して通行するように努めなければならない。
- 2 歩行者、特に高齢者、障害者及び児童は、夜間、道路を通行するに当たっては、反射 器材の使用に努めるものとする。

(年次報告)

- 第8条 知事は、毎年、議会に、交通事故の状況及び交通の安全に関して講じた施策の概 況に関する報告を提出しなければならない。
- 第2章 交通の安全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第9条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するものとする。
 - ー すべての者の交通の安全に関する知識を増進させるとともに、交通の安全に関する 意識の高揚を図ること。
 - 二 道路その他の交通環境を良好な状態に維持し、及び改善すること。
 - 三 歩行者のうち特に高齢者、障害者及び児童を交通事故から保護すること。

(交通安全教育の推進)

第10条 道は、道民が交通の安全についての理解を深めるとともに、安全な行動が実践できるよう、家庭、学校、職場及び地域において、心身の発達段階等に応じた交通の安全に関する教育を効果的に行うとともに、当該教育環境の整備に努めるものとする。

(広報の実施)

第11条 道は、道民の交通の安全に関する意識の高揚を図るため、交通の安全に関する広報を実施するとともに、市町村と協力して、広く道民に周知できる広報体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第12条 道は、安全かつ円滑な交通に資するため、道路交通情報、事故発生情報等を提供 するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に提供できる体制の整備に努めるものとす る。

(民間団体の育成)

第13条 道は、交通安全活動を行っている民間団体の育成に努め、及びその活動の促進を 図るため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全指導員の育成)

第14条 道は、市町村が配置する歩行者に対する街頭指導等を行う者(以下この条において「交通安全指導員」という。)について、当該市町村が交通安全指導員に対する育成措置等を講ずる場合には、必要な支援に努めるものとする。

(交通環境の整備)

第15条 道は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の

合理化、道路の使用の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、交通の安全に関し、住宅地、商店街及び学校、病院その他の公共的施設の周辺 について前項の措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者、障害者及び児童の保 護が図られるように配慮するものとする。
- 3 道は、冬期における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、除雪、排雪等に関して必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、交通の安全に関し、交通環境の整備を図るため必要があると認めるときは、国、市町村等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全用具の普及)

第16条 道は、高齢者、障害者、乳児、幼児、児童等を交通事故から保護するため、反射 器材、年少者用補助乗車装置その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

(調査及び研究開発の推進)

第17条 道は、交通の安全に関する施策を効果的に推進するため、交通環境及び交通事故の状況に関する調査を実施するとともに、交通の安全に関する総合的な研究開発の推進に努めるものとする。

(表彰等)

第18条 道は、交通の安全の推進に関して特に功績があったものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(救急及び救命体制の充実等)

- 第19条 道は、交通事故による負傷者に対する救急及び救命体制の充実強化を図るととも に、道民に対し救急措置方法の普及に努めるものとする。
- 2 道は、交通事故による被害者に対する救済措置の充実を図るため、必要な推進体制等の整備に努めるものとする。

(道民の意見の反映)

第20条 道は、交通の安全に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第21条 道は、交通の安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等 を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措 置を講ずるものとする。
- 附 則(平成21年3月31日条例第21号)

〔北海道交通安全基本条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例

平成27年11月30日 条例第53号

北海道飲酒運転の根絶に関する条例をここに公布する。 北海道飲酒運転の根絶に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第10条)

第2章 飲酒運転を根絶するための施策 (第11条―第17条)

附則

多くの道民が北海道の地理的特性などにより車を運転している現状において、我々は、悲惨な交通事故が被害者のみならず加害者にも大きな不幸をもたらすことや、車は危険な乗り物であることを改めて認識しなければならない。「交通死亡事故ゼロ」は、道民全ての願いである。

しかしながら、道路交通法の改正などにより厳罰化が図られたにもかかわらず、平成26年 7月13日には、3人の尊い命が奪われるなど、相次ぐ死亡事故の原因ともなっている飲酒 運転が後を絶たない。

このため、道民一人一人が、飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、 許さない」という規範意識を持ち、飲酒運転の防止のために自主的に行動するとともに、道 民にその規範意識を定着させるための実効性のある取組が必要である。

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるようたゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者等の 責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定める ことにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進し、もって道民が安全で安 心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 飲酒運転 酒気を帯びて車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号に規定する軽車両をいう。以下同じ。)を運転する行為をいう。
 - (2) 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり 道民及び事業者等による飲酒運転の根絶 に向けた自主的な活動、道、市町村並びに道民及び事業者等による飲酒運転を許さない 社会環境の整備その他飲酒運転を根絶するために必要な取組をいう。
 - (3) 飲食店営業者 設備を設け、酒類を提供して客に飲食させる営業を行う者をいう。
 - (4) 酒類販売業者 酒税法 (昭和28年法律第6号) 第9条第1項の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。
 - (5) タクシー事業者 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第9条の3第1項に規定する 一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
 - (6) 代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第 2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

(7) アルコール健康障害 アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)第2条 に規定するアルコール健康障害をいう。

(基本理念)

- 第3条 飲酒運転の根絶は、全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのある者に対し車両又は 酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として、推進 されなければならない。
- 2 飲酒運転の根絶は、道、市町村、道民及び事業者の適切な役割分担による協働により社会全体で推進されなければならない。
- 3 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりは、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、社会全体で行われなければならない。 (道の責務)
- 第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を 策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体 と緊密な連携を図るものとする。
- 3 道は、市町村が飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに関する施策を策定し、及び 実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の支援を行 うものとする。

(道民の責務)

- 第5条 道民は、飲酒運転をしてはならない。
- 2 道民は、車両を運転することが見込まれる場合には、飲酒をしてはならない。
- 3 道民は、飲酒運転が重大な事故を起こす蓋然性が高く、かつ、重大な違法行為であること及び飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めなければならない。
- 4 道民は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。
- 5 道民は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。
- 6 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、飲酒運転を 制止するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業のための車両の運行に当たっては、その従業員に飲酒運転をさせてはならない。
- 2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置 を講ずるものとする。
- 3 事業者は、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するものとする。
- 4 事業者は、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。 (飲食店営業者及び酒類販売業者等の責務)
- 第7条 飲食店営業者及び酒類販売業者は、当該飲食店営業者が酒類を提供した者又は当該 酒類販売業者が酒類を販売した者(以下これらを「来店者」という。)の見やすい場所に 飲酒運転の防止に関する文書を掲示することその他の飲酒運転を防止するために必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 飲食店営業者及び酒類販売業者(以下この条において「飲食店営業者等」という。)並 びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をするおそれがある場合には、これを制止する よう努めるものとする。
- 3 飲食店営業者等は、それぞれの営業時間に係る地域の状況を勘案し、来店者への情報提供等タクシー事業者及び代行業者と連携して飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努めるものとする。
- 4 業として建物を管理する者であって飲食店営業者等に対してその店舗の用に供する場所 を提供するものは、来店者等の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する文書を掲示する

こと、当該飲食店営業者等にその店舗において飲酒運転の防止に関する啓発を行うよう要請することその他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び代行業者の責務)

- 第8条 タクシー事業者及び代行業者は、道民に対し、飲酒運転の防止のため、自らの事業 を利用すべき旨の広報活動に努めるものとする。
- 2 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転を するおそれがある場合には、これを制止することその他の飲酒運転を防止するために必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。

(イベント等を主催するものの責務)

第9条 イベント等(多数の者が集合する催しをいう。以下この条において同じ。)を主催するものは、そのイベント等における酒類の提供又はイベント等に参加する者による飲酒が想定される場合には、そのイベント等に参加する者に対し、飲酒運転の防止に関する啓発その他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(涌報)

- 第10条 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、その旨 を警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 飲食店営業者及び酒類販売業者並びにこれらの従業員は、来店者が飲酒運転をしていることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。
- 3 タクシー事業者及び代行業者並びにこれらの従業員は、その事業の利用者が飲酒運転を していることを確認した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。 第2章 飲酒運転を根絶するための施策

(基本方針)

- 第11条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項 を定めた基本方針を策定するものとする。
 - (1) 飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚及び啓発活動に関する基本的な事項
 - (2) 飲酒運転を根絶するための推進体制に関する基本的な事項
 - (3) その他飲酒運転を根絶するために必要な事項
- 2 知事は、前項の基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(飲酒運転の予防及び再発の防止のための措置)

- 第12条 道は、飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害対策基本法第20 条の規定に基づき、アルコール健康障害を有する者(アルコール健康障害を有していた者 を含む。)及びその家族に対する相談支援等を推進するものとする。
- 2 道は、飲酒運転の再発の防止のため、飲酒運転をした者に対し、地域保健法(昭和22年 法律第101号)第5条第1項の規定により設置された保健所等によるアルコール健康障害 に関する保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関 連問題(アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。) の状況に応じた指導、助言、支援等を行うものとする。

(教育及び知識の普及等)

- 第13条 道は、飲酒運転の根絶に係る道民の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育、アルコール健康障害等の飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 道は、小学校、中学校、高等学校その他の教育機関が児童、生徒等の発達段階に応じて 生命を大切にすることその他の飲酒運転の根絶に関連する教育を児童、生徒等の家族及び 地域関係者と協力して行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 道は、観光客その他の滞在者による飲酒運転を防止するため、これらの者に対する啓発 その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 道は、飲酒運転の根絶を図るため、道民に対し、飲酒運転の状況その他の飲酒運転 に関する情報を提供するものとする。

(飲酒運転根絶の日)

第15条 道民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、7月13日 を飲酒運転根絶の日とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組 を行うものとする。

(緊急対策期間及び重点対策地域)

- 第16条 知事は、飲酒運転の発生状況に鑑み緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるときは、緊急対策期間を設定し、当該緊急対策期間において、公安委員会、市町村その他関係機関と連携協力して飲酒運転を根絶するための取組を推進するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による緊急対策期間の設定に当たっては、飲酒運転を根絶するため に特別の措置を講ずべき地域を重点対策地域として指定するものとする。 (年次報告)
- 第17条 知事は、毎年、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して講じた施策の概況を議会に報告しなければならない。

附則

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後必要に応じ、飲酒運転の状況及び飲酒運転の根絶に関して 講じた施策の実施の状況等を勘案し、飲酒運転の根絶に関する施策の在り方について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資 料

交通安全関係指標値及び基礎データの 主な都府県との比較表

- 1 本表は、交通安全にかかる主要な指標値及び基礎データについて、北海道の位置 と特徴を明らかにするため、主な都府県と比較したものである。
- 2 データは、次のものを使用した。

◎ 人 □

◎ 面 積

◎ 交通事故件数、死・傷者数

◎ 運転免許保有者数

◎ 自動車保有台数

◎ 道路実延長及び交通安全施設数 国土交通省統計資料

住民基本台帳資料

国土地理院資料

北海道警察交通統計資料

警察庁運転免許統計資料

国土交通省統計資料、総務省統計資料

3 各項目の順位は、全国における相対的な位置を知るための目安として、指標値の 大きな方から順位を付した。

			人	П	• 面 積		交	 通	事	故	
区		分	人 口 (人)	順	面 積 (k㎡)	順	発 生 (作	件 数	増減 (△)	人口10万人 当 た り 発 生 件 数	ワースト
			R4. 1. 1	位	R4. 10月	位	R4年	R3年	率	(R4年) (件)	順位
全		国	125, 927, 902	_	377, 973. 26	_	301, 193	305, 196	-1.3	239. 18	_
北	海	道	5, 183, 687	8	83, 423. 81	1	8, 457	8, 304	1.8	163. 15	10
茨	城	県	2, 890, 377	10	6, 097. 54	3	6, 271	5, 929	5.8	216. 96	8
埼	玉	県	7, 385, 848	5	3, 797. 75	7	16, 576	16, 707	-0.8	224. 43	6
千	葉	県	6, 310, 875	6	5, 156. 74	5	13, 223	13, 534	-2.3	209. 53	9
東	京	都	13, 794, 933	1	2, 194. 05	9	30, 170	27, 598	9. 3	218. 70	7
神	奈 川	県	9, 215, 210	2	2, 416. 32	8	21, 098	21,660	-2.6	228. 95	5
愛	知	県	7, 528, 519	4	5, 173. 24	4	23, 825	24, 185	-1.5	316. 46	2
大	阪	府	8, 800, 753	3	1, 905. 34	10	25, 442	25, 388	0.2	289. 09	4
兵	庫	県	5, 488, 605	7	8, 400. 94	2	16, 372	16, 929	-3.3	298. 29	3
福	岡	県	5, 108, 507	9	4, 987. 64	6	19, 868	20, 066	-1.0	388. 92	1

				-	交	通			事		故	
区		分		者 数(人)	増減 (△)	人口10万人 当たり死者数	ワースト		者 数 (人)	増減(△)	人口10万人 当たり傷者数	ワースト
			R4年	R3年	率	(R4年)(人)	順 位	R4年	R3年	率	(R4年)(人)	順位
全		国	2,610	2,636	-1.0	2. 07		362, 131	362, 131	0.0	287. 57	_
北	海	道	115	120	-4.2	2. 22	2	9, 785	9, 598	1.9	188. 77	10
茨	城	県	91	80	13.8	3. 15	1	7, 699	7, 243	6.3	266. 37	5
埼	玉	県	104	118	-11.9	1.41	8	19, 596	19, 877	-1.4	265. 32	6
千	葉	県	124	121	2.5	1. 96	4	15, 839	16, 107	-1.7	250. 98	8
東	京	都	132	133	-0.8	0.96	10	33, 429	30, 836	8.4	242. 33	9
神	奈 川	県	113	142	-20.4	1. 23	9	24, 382	25, 062	-2.7	264. 58	7
愛	知	県	137	117	17. 1	1.82	5	28, 072	28, 631	-2.0	372. 88	2
大	阪	府	141	140	0.7	1.60	6	29, 671	29, 560	0.4	337. 14	4
兵	庫	県	120	114	5. 3	2. 19	3	19, 425	20, 043	-3. 1	353. 92	3
福	岡	県	75	101	-25. 7	1. 47	7	25, 285	25, 587	-1.2	494. 96	1

				運	転		1	免		許	
区		分	運転免許	保有者数	増減	運転	免言	午保有者1	万	人当たり	
		7,1	()	()	(\triangle)	発生件数	ワース	死 者 数	ワース	傷者数	ワース
			R4.12月末	R3. 12月末	率	(R4年) (件)	ト 順 位	(R4年)(人)	ト 順 位	(R4年)(人)	ト 順 位
全		国	81, 840, 549	81, 895, 559	-0.1	36.80	_	0.32		44. 25	_
北	海	道	3, 298, 964	3, 312, 859	-0.4	25. 64	10	0. 35	3	29. 66	10
茨	城	県	2, 041, 523	2, 041, 864	0.0	30. 72	9	0.45	1	37. 71	9
埼	玉	県	4, 725, 893	4, 715, 352	0.2	35. 07	7	0. 22	8	41. 47	6
千	葉	県	4, 050, 961	4, 044, 156	0.2	32. 64	8	0. 31	4	39. 10	8
東	京	都	8, 132, 522	8, 094, 727	0.5	37. 10	6	0. 16	10	41. 11	7
神	奈 川	県	5, 654, 940	5, 644, 381	0.2	37. 31	5	0. 20	9	43. 12	5
愛	知	県	5, 138, 537	5, 134, 191	0. 1	46. 37	4	0. 27	6	54. 63	4
大	阪	府	5, 121, 673	5, 114, 594	0. 1	49. 68	2	0. 28	5	57. 93	2
兵	庫	県	3, 430, 591	3, 435, 434	-0. 1	47. 72	3	0. 35	2	56. 62	3
福	岡	県	3, 314, 580	3, 308, 860	0. 2	59. 94	1	0. 23	7	76. 28	1

				自		動車		台	汝		
区		分	保有重	車 両 数	増減	自	動	車 1 万 台	3 当	たり	
		Ŋ	7)	台)	\bigcirc	発生件数	ワース	死 者 数	ワース	傷者数	ワース
			R4. 12月末	R3. 12月末	率	(R4年) (件)	ト 順 位	(R4年)(人)	ト順位	(R4年)(人)	ト 順 位
全		国	91, 356, 361	91, 253, 654	0. 1	32. 97		0. 29		39. 64	_
北	海	道	4, 125, 003	4, 111, 554	0.3	20. 50	10	0. 28	5	23. 72	10
茨	城	県	2, 831, 350	2, 825, 233	0.2	22. 15	9	0.32	2	27. 19	9
埼	玉	県	4, 603, 431	4, 585, 434	0.4	36. 01	7	0. 23	9	42. 57	7
千	葉	県	4, 064, 941	4, 050, 336	0.4	32. 53	8	0.31	4	38. 96	8
東	京	都	4, 962, 997	4, 954, 212	0. 2	60.79	1	0. 27	6	67. 36	1
神	奈 川	県	4, 688, 702	4, 678, 483	0. 2	45. 00	5	0. 24	7	52. 00	5
愛	知	県	5, 964, 168	5, 675, 587	5. 1	39. 95	6	0. 23	8	47. 07	6
大	阪	府	4, 499, 300	4, 497, 907	0.0	56. 55	2	0.31	3	65. 95	3
兵	庫	県	3, 504, 797	3, 506, 688	-0. 1	46. 71	4	0.34	1	55. 42	4
福	岡	県	3, 768, 544	3, 752, 792	0.4	52. 72	3	0.20	10	67. 09	2

[※] 自動車台数は原付一種・二種、小特を含む。

			:	道 路		実延		長	
区		分	道路実延長	道	路	定延 長 千	km 🗎	当たり	
		Ŋ	(km)	発生件数	ワース	死 者 数	ワース	傷者数	ワース
			R3. 3. 31	(R4年) (件)	ト 順 位	(R4年)(人)	ト 順 位	(R4年)(人)	ト 順 位
全		国	1, 229, 238. 5	245. 02		2. 12	_	294. 60	_
北	海	道	84, 967. 7	99. 53	10	1. 35	10	115. 16	10
茨	城	県	55, 656. 2	112.67	9	1. 64	9	138. 33	9
埼	玉	県	43, 198. 3	383. 72	7	2. 41	8	453. 63	7
千	葉	県	37, 627. 3	351. 42	8	3. 30	5	420. 94	8
東	京	都	24, 434. 7	1, 234. 72	3	5. 40	3	1, 368. 10	3
神	奈 川	県	13, 062. 6	1, 615. 15	2	8. 65	2	1, 866. 55	2
愛	知	県	44, 171. 4	539. 38	5	3. 10	6	635. 52	5
大	阪	府	13, 971. 0	1, 821. 06	1	10. 09	1	2, 123. 76	1
兵	庫	県	30, 791. 0	531. 71	6	3. 90	4	630.87	6
福	岡	県	29, 641. 2	670. 28	4	2. 53	7	853.04	4

[※] 道路実延長は高速自動車国道を含む。

				交	通	安	全	旅	ī 設		
区		分	歩道設置道	道路実延長	増減	中央帯設置	道路実延長	増減	立体横	断施設	増減
		<i>)</i> 3	(k	m)	(\triangle)	(k	m)	\bigcirc	(箇	所)	\bigcirc
			R3. 3. 31	R2. 3. 31	率	R3. 3. 31	R2. 4. 1	率	R3. 3. 31	R2. 4. 1	率
全		国	183, 008. 4	181, 912. 8	0.6	21, 004. 2	20, 807. 6	0.9	15, 142	15, 156	-0.1
北	海	道	19, 284. 5	19, 239. 4	0.2	1, 422. 9	1, 820. 1	#####	215	216	-0.5
茨	城	県	6, 390. 5	6, 359. 8	0.5	401.3	614.0	#####	357	355	0.6
埼	玉	県	5, 932. 9	5, 895. 7	0.6	463. 1	599. 7	#####	694	690	0.6
千	葉	県	5, 273. 4	5, 263. 1	0.2	398. 9	541. 5	#####	345	351	-1.7
東	京	都	6, 043. 9	6, 041. 5	0.0	708. 7	751. 0	-5. 6	1, 129	1, 144	-1.3
神	奈 川	県	2, 432. 9	2, 427. 6	0.2	220. 5	272.5	#####	324	324	0.0
愛	知	県	6, 732. 4	6, 693. 8	0.6	848.0	1, 061. 8	#####	973	969	0.4
大	阪	府	3, 069. 9	3, 034. 3	1.2	347. 1	479.8	#####	549	535	2. 6
兵	庫	県	4, 591. 9	4, 573. 4	0.4	433. 4	695. 5	#####	488	495	-1.4
福	岡	県	4,400.3	4,369.1	0.7	240. 9	359. 0	#####	175	177	-1.1

[※] 交通安全施設は高速自動車国道を除く。

			交 道	重	安 全 施 記	r (R	3. 3. 31現在)	
区		分	道路	実延:	長(高速自動車国道を	除く)	千km当たり	
		71	歩道設置道路延長	順	中央帯設置道路延長	順	立体横断施設数	順
			(km)	位	(km)	位	(箇所)	位
全		国	149. 1		17. 1		12. 3	_
北	海	道	212.7	2	15. 7	4	2. 4	10
茨	城	県	114.7	9	7.2	9	6. 4	8
埼	玉	県	125. 3	6	9.8	6	14. 7	4
千	葉	県	128. 4	5	9. 7	7	8. 4	7
東	京	都	247. 7	1	29. 0	1	46. 3	1
神	奈 川	県	94. 3	10	8.6	8	12. 6	6
愛	知	県	133. 0	4	16.8	3	19. 2	3
大	阪	府	155. 0	3	17. 5	2	27. 7	2
兵	庫	県	124. 8	7	11.8	5	13. 3	5
福	岡	県	116. 0	8	6. 4	10	4. 6	9

付 表

市町村別交通事故発生状況及び 死亡事故の主な原因者の居住地調べ

(平成30年~令和4年)

付表 市町村別交通事故発生状況(平成30~令和4年)及び死亡事故の主な原因者の居住地調べ

	交 叩叫剂		発生作			1- 11-		<u> </u>	者			居住運転者に		傷	者	数	
	区分	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	よる死者数 (R4)	H30	R1	R2	R3	R4
	岩見沢市	143	137	125	145	148	2	1	1	2	0	4	176	170	153	168	178
	夕張市	7	5	3	4	3	2	1	1	0	1	1	10	5	2	6	4
	美 唄 市	35	22	17	25	25	1	0	0	1	0	0	41	27	21	34	29
	芦別市	18	10	6	7	8	0	1	0	0	0	0	21	10	16	7	9
	三笠市	17	17	3	14	17	1	0	0	0	1	0	24	25	3	18	22
	滝川市	53	55	42	87	86	1	1	0	0	1	0	72	69	50	96	99
	砂川市	51	31	24	14	26	0	1	0	1	0	0	59	42	33	14	30
	歌志内市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	深川市	28	28	25	21	15	2	0	1	2	1	0	30	32	34	26	16
空	赤平市	12	3	11	6	4	0	0	1	0	0	0	15	3	13	6	6
	南幌町	5	8	8	9	10	0	1	0	1	0	0	6	7	10	9	15
	奈井江町	8	9	4	7	9	0	1	1	0	0	0	9	8	6	9	10
	上砂川町	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	4
	由仁町	11	6	3	6	8	0	0	0	0	1	0	15	7	4	7	8
	長沼町	24	29	14	23	19	3	1	1	1	2	0	27	41	18	35	24
	栗山町	14	10	8	8	13	1	2	0	0	0	0	14	11	9	9	17
	月形町	8	3	3	5	4	0	0	0	0	0	0	12	3	9	9	12
知	浦臼町	4	6	4	3	0	0	0	0	0	0	0	5	7	4	5	0
	新十津川町	6	5	8	7	7	0	0	2	1	1	0	7	5	10	10	6
	妹背牛町	2	1	1	3	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1
	秩父別町	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0
	雨竜町	2	0	1	0	5	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	4
	北竜町	1	3	2	3	4	0	0	0	0	2	2	2	3	3	3	3
	沼田町	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0
	(市部)	365	308	257	323	332	9	5	4	6		 	449	383	326	375	
	(郡部)	89	83	58	75	83	5	6	4	3		l	107	95	78	102	
	計	454	391	315	398	415	14	11	8	9			556	478	404	477	
	札幌市	4,675	4,721	3,893	4,061	4,428	20	28	30	16		l	5,282	5,282	4,317	4,610	
	江別市	211	225	205	151	165	2	2	4	1			272	277	234	174	-
石	千歳市	172	234	175	138		1	1	2	1			188	271	217	156	-
	恵庭市	83	123	106	103	102	1	1	1	0			95		135	124	
	北広島市	145	136	111	112		1	1	0	0		l	167	168	137	131	
	石狩市	95	109	89	135		2	3	3	3		1	107	122	107	163	
	当別町	17	33	15	19	9	2	2	3	1			23	38	16	27	
狩	新篠津村	5 004	3	1	2	5	0	0	0	0		·	6	3	1	2	
	(市部)	5,381	5,548	4,579	4,700	5,068	27	36	40	21	37	37	6,111	6,272	5,147	5,358	
	(郡部)	21	36	16	21	14	2	2	3	1	1	1	29	41	17	29	
	計	5,402	5,584	4,595	4,721	5,082	29	38	43	22	38	38	6,140	6,313	5,164	5,387	5,775

	Ε Λ		発 生 件	上数(.	人身)			死	者	数		居住運転者に		傷	者	数	
	区分	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	よる死者数 (R4)	H30	R1	R2	R3	R4
	小 樽 市	239	181	144	161	122	2	1	7	5	2	2	276	201	164	192	160
	島牧村	1	2	1	2	3	0	0	0	0	0	1	2	3	1	3	4
	寿 都 町	3	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	6	7
	黒松内町	3	3	1	1	3	0	0	0	0	1	0	3	3	1	1	2
	蘭 越 町	8	4	2	5	5	1	0	0	0	1	0	11	4	4	5	5
	ニセコ町	11	9	5	5	11	0	0	0	0	0	0	16	9	6	5	17
	真 狩 村	5	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	7	1	2	4	2
	留寿都村	6	6	5	2	9	0	0	1	0	0	0	9	11	6	3	16
後	喜茂別町	6	4	6	7	7	1	0	1	1	0	0	14	5	10	10	11
	京 極 町	2	2	0	4	3	0	0	0	0	0	0	5	2	0	5	4
	倶知安町	28	36	22	24	33	0	1	0	3	0	0	30	60	30	33	37
	共 和 町	11	29	8	12	10	0	3	2	0	1	0	13	37	7	18	13
	岩内町	14	18	12	15	6	1	0	2	1	0	1	13	22	12	15	6
	泊 村	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2
志	神恵内村	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
	積 丹 町	3	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	9	2	0	1	4
	古平町	1	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	2	0
	仁 木 町	2	2	2	6	5	0	1	0	1	0	0	4	1	2	9	7
	余 市 町	24	24	19	14	23	0	2	1	0	1	1	39	28	27	17	26
	赤井川村	1	6	2	1	6	0	0	1	0	2	0	1	7	1	1	5
	(市部)	239	181	144	161	122	2	1	7	5	2	2	276	201	164	192	160
	(郡部)	129	154	89	109	134	3	8	8	6	6	3	180	203	113	142	168
	計	368	335	233	270	256	5	9	15	11	8	5	456	404	277	334	328
	室蘭市	103	108	95	75	78	3	0	1	2	2	3	122	123	113	88	92
	苫小牧市	435	405	374	412	374	6	8	9	6	1	4	501	464	426	465	451
	登 別 市	54	56	38	52	44	1	0	1	1	1	1	70	73	44	59	57
胆	伊達市	53	44	58	41	32	3	1	0	1	0	0	70	55	66	51	33
	豊浦町	8	5	3	5	3	0	0	0	0	1	1	9	8	6	6	2
	洞爺湖町	12	11	5	13	3	0	0	0	1	0	0	17	18	6	26	3
	壮 瞥 町	3	8	5	2	2	0	1	0	0	1	0	3	9	6	2	2
	白 老 町	28	25	28	30	13	1	2	3	3	0	0	36	27	30	36	
	安平町	8	6	7	10	9	1	1	1	0	1	0	7	6	12	14	
+⊫	厚真町	6	6	8	0	6	1	0	0	0	0	l 			9	0	7
振	むかわ町		4	3	4	7	-	0	0			l 			3	4	-
	(市部)	645	613	565	580	528		9	11	10		4		715	649	663	-
	(郡部)	74	65	59	64	43		4	4	4			87	82	72	88	
	計	719	678	624	644	571	16	13	15	14	7		850	797	721	751	
	日高町		12	14	6	5		1	2	1	0	l		15	15	11	
	平取町		3	2	2	3		0	1	1	1		4	5	1	1	
	新冠町		8	3	8	7		0	0	1	0	l 				8	
日	新ひだか町		27	17	18	25		5	0	0	0	I ├────		32	20	20	-
	浦河町			9	10			1	0					22	10	11	
	様似町			4	2	0	-	2	0			l			5	3	-
高	えりも町	4	3	4	7	3	0	0	1	0	1	0	9	4	6	9	3
	(市部)	-	-	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_
	(郡部)	55	75	53	53	54		9	4	4	2	l 	63	91	60	63	
	計	55	75	53	53	54	5	9	4	4	2	2	63	91	60	63	68

		発	生件	数(人	•)		死	者	数		居住運転者に		傷	者	数	,
	区分	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	よる死者数 (R4)	H30	R1	R2	R3	R4
	函館市	584	500	365	450	415	4	5	4	8	1	2	657	592	408	520	477
	北斗市	85	68	50	57	61	1	1	3	0	3	4	95	79	58	62	76
	松前町	5	4	4	1	5	1	1	0	0	1	0	6	5	5	1	6
	福島町	5	3	6	0	1	1	0	0	0	0	0	4	3	6	0	1
l.,	知内町	3	5	4	1	1	0	0	0	0	0	0	4	12	5	1	1
渡	木古内町	4	5	2	8	1	0	0	0	1	0	0	12	10	2	20	2
	七飯町	52	24	23	42	28	0	0	2	1	0	0	67	26	34	55	35
	鹿部町	2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	0	2
島	森 町	21	22	17	18	14	3	0	1	0	0	0	27	31	30	22	15
与	八雲町	16	8	22	16	17	1	0	1	0	0	0	23	13	29	24	27
	長万部町	2	5	4	5	8	0	1	0	1	1	1	2	13	7	5	9
	(市部)	669	568	415	507	476	5	6	7	8	4	6	752	671	466	582	553
	(郡部)	110	77	82	92	76	6	2	4	4	2	1	149	114	118	128	98
	計	779	645	497	599	552	11	8	11	12	6	7	901	785	584	710	651
	江 差 町	2	2	4	5	3	0	0	0	1	0	0	3	3	5	5	5
	上ノ国町	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	4	2	1	1
檜	厚沢部町	2	3	2	2	3	0	0	0	1	0	0	2	4	4	3	4
	乙部町	2	0	0	1	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	4
	奥 尻 町	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	今 金 町	0	2	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0	5	1
	せたな町	6	2	4	7	4	0	0	0	2	0	0	7	2	8	6	4
山	(市部)	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	_
	(郡部)	14	11	12	22	15	0	0	1	6	0	1	16	17	19	20	20
L	計	14	11	12	22	15	0	0	1	6	0	1	16	17	19	20	20
	旭川市	728	653	511	492	416	7	10	6	2	8	10	856	761	618	584	491
	士別市	11	9	10	7	16	0	0	0	1	0	_	13		12	8	
	名寄市	12	18	19	17	19	0	2	0	0	0	0	16		21	17	
	富良野市	33	24	16	22	34	2	1	2	1	2		35		15	29	-
	鷹栖町	5	2	4	5	2	0	0	1	0	_		8		4	5	-
	東神楽町	11	16	6	6	9	0	0	0	0			14		7	7	-
	当麻町	4	5	8	7	4	0	0	0	1	0		4	6	9	10	
	比布町	4	11	8	3	4	1	0	0	0		0	5	14	10	4	
上	愛別町	1	4	1	2	2	0	0	0	0		1	1	4	1	3	4
	上川町	4	5	5	1	3	0	0	0	0		_	4	6	6	1	5
	東川町美瑛町	7	6	/	17	12	0	0	0	0			8	6	10	8	-
	美 	15 9	10 13	9	17 13	15 11	0	0	0	0			22 10	15 17	10 5	20 19	-
	中富良野町	7	5	2	3	10	0	0	0	1	1	0	9	8	ე ე	2	
	南富良野町	9	6	1	ა ი	3	2	1	0	0	1	0	12	8	1	5	-
	占冠村	3	8	3	3	3	3	0	0	1	0	_	5		1	3	-
	和寒町	7	2	4	2	2	0	0	2	0			14	4	1	4	
Ш	剣 淵 町	2	1	2	1	3	1	0	0	0			14	1	3	2	
	下川町	0	2	0	0	0	0	0	0	0			0	-	0	0	
	美深町	9	2	2	2	4	2	0	1	0			10		2	4	
	音威子府村	0	2	0	2	2	0	1	0	1	0		0		0	3	
	中川町	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0		0		0	3	
	幌加内町	1	4	2	1	0	0	1	0	1	0		1	7	2	4	
	(市部)	784	704	556	538	485	9	13	8	4	10		920	816	666	638	
	(郡部)	98						4	4	7							
•	/	, ,		624	619		18	17	12	11					745	,	- · · · /

	<u></u>	//		発 :	生件	数(人)		死	者	数		居住運転者に		傷	者	数	
	区	分		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	よる死者数 (R4)	H30	R1	R2	R3	R4
留萌	留	萌	市	24	19	16	5	16	1	1	0	0	0	1	24	19	16	5	18
	増	毛	町	3	3	0	2	3	0	1	0	0	1	0	3	4	0	3	3
	小	平	町	2	5	1	3	5	1	2	0	1	0	0	1	3	1	2	5
	\vdash	前		2	3	2	3	4	0	0	0	1	0	0	8	4	2	2	4
	\vdash	幌		3	7	4	0	6	0	0	0	0	0	l	3	7	4	0	7
	-	山別	_	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	l	1	5	0	6	1
	\vdash	別		2	0	1	1	1	3	0	0	0	0		0	0	1	1	2
	<u> </u>	塩	-	2	5	10	2	2	0	1	0	0	0	_	9	6	10	3	
		方 剖 郡 剖		24 15	19 24	16 9	5 12	16 22	4	4	0	2	0	0	24 25	19 29	16 9	5 17	18 26
	1	마 計	/ دا	39	43	25	17	38	5	5	0	2	1	1	49	48	25	22	44
	稚	内	市	20	26	19	30	22	2	1	0	0	1	0	19	28	21	34	
	<u> </u>	払	-	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0		2	1	0	0	
	<u> </u>	<u>,</u> 頃別	-	1	2	3	0	4	0	1	1	0	0		1	2	3	0	
	<u> </u>	<u>算別</u>		1	0	1	0	1	1	0	0	0	0		0	0	1	0	1
宗	枝	幸	町	1	4	5	7	6	0	1	2	2	0	0	2	4	4	13	8
	豊	富	町	4	2	5	2	4	2	0	0	0	0	2	4	2	8	2	4
	礼	文	町	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
	利	尻	町	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	1
谷	利原	富士	上町	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	幌	延	町	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0
	(7	市 剖	ß)	20	26	19	30	22	2	1	0	0	1	0	19	28	21	34	25
	(₹	郡 剖	ß)	12	12	18	10	20	4	2	3	2	1	2	15	12	21	16	
	<u> </u>	計	_	32	38	37	40		6	3	3		2	2				50	
	—	走	-	21	31	30	36	33		0	0		1	l	23			43	
	<u> </u>	別	-	12	13	11	17	100		1	3	1		l			100		
		<u>見</u> 空	_	179 6	121 5	113 2	114 8	106 6		6 1	4 0	0	3			131	138	128 9	
		<u>노</u> 幌	_	19		11	13			1	0		0	-			11	14	
ォ	_	別	_	6		4	4	5		0	1	0	1		7	1	4	6	-
	\vdash	里	_	7	3	3	5	3	1	0	0		0	l			3	5	
	-	里	-	0	3	3	1	0		0	0		0				3	1	
朩	\vdash	青水	_	4	2	1	3	6	0	0	0	0	0	0	6	2	1	3	6
	訓-	子府	町	3	2	1	2	2	0	0	0	1	0	0	6	2	1	1	3
ーック	置	戸	町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	佐	呂間	町	5	5	2	3	5	1	0	0	0	0	0	6	5	3	7	7
	遠	軽	町	14	13	12	18	11	0	1	1	1	0	0	19	15	14	20	16
	湧	別	町	7	5	6	6	4	1	0	2	1	0	0	9	10	7	8	4
	<u> </u>	上	-	1	1	0	1	0	0	0	0		0	l 		1	0	3	0
	\vdash	部		3		2	2	1	0	0	0			l			3		
		興部		0		0	0			0	0		0				0		
	<u> </u>	武	_	1	0	2	1	0		0			0			0		1	
	<u> </u>	方 剖	-	212	165	154	167		3	7	7	3	4	l		180		190	
	1	部剖	ζ)	77	59	49	68	57	5	3	4	4	2		96		54	80	
		計		289	224	203	235	206	8	10	11	7	6	5	343	249	236	270	248

	_		発 生 件		数(人	•)		死	者	数		居住運転者に	傷				
	<u>X</u>	分	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	よる死者数 (R4)	H30	R1	R2	R3	R4
+	帯	広 市	347	287	267	280	247	3	4	3	3	3	5	389	317	298	316	262
	音	更町	66	57	54	53	50	1	1	0	2	1	0	75	71	59	63	59
	±	幌 町	3	5	7	3	6	0	0	0	0	2	1	5	6	7	4	5
	上:	士幌町	1	2	3	5	3	0	0	0	0	0	0	1	2	3	5	3
	鹿	追 町	2	5	7	6	7	1	0	1	0	0	0	5	5	10	7	8
	新	得 町	2	5	4	11	3	0	1	0	0	0	0	2	6	4	14	3
	清	水 町	11	14	9	16	11	1	1	1	1	0	0	17	13	12	19	17
	芽	室町	24	35	24	24	14	1	4	1	1	0	0	28	33	32	26	14
	中	札内村	2	2	2	1	4	1	0	0	0	0	0	1	2	2	1	6
	更	別村	2	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1
	大	樹町	7	3	1	3	2	0	0	0	0	0	0	9	3	1	4	2
	広	尾町	8	2	1	2	2	0	1	0	1	0	0	13	2	1	2	2
	幕		31	27	16	24	26	0	1	2	1	0	4	36	31	20	28	27
	池		7	3	8	7	11	0	1	0	1	0	1	9	3	9	6	16
勝	豊		3	0	0	5	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	7	1
זענו	_		7	3	6	7	2	0	2	1	1	1	2	11	2	7	7	
	足		8	3	7	5	6	0	0	2	0			12	3	5	9	
	陸		0	2	1	0	1	0	0	0	0		1	0	4	1	0	1
	浦		4	9	1	2	7	0	1	0	0	0	4	4	14	1	2	8
	\vdash	市部)	347	287	267	280	247	3	4	3	3			389	317	298	316	262
	(1	郡部)	188	181	151	174	157	7	13	8	8	4	1	232	206	174	204	184
	Alu	計	535	468	418	454	404	10	17	11	11			621	523	472	520	446
		路市	247	195	175	167	154	5	4	5	3			278	217	190	178	170
	釧			27	27	15		0	2	0	0		0	46	33	32	16	-
釗	<u></u> 浜	岸町	8	8	3	- 1	8	0	0	0	0		·	8	12	6	2	
	標 標		3 8	9	8	2 4	10	1	1	0	0		l	10	11	0	2	-
	_		5	5	3	2	4	0	0	0	0		l .	9	7	8	6 2	
	鶴			1	0	1	1	0	0	0	0		1	2	1	0	1	
n #	白白	糠町		5	4	9	3	2	1	0	2		1	7	6	4	9	
路	\vdash	市部)	247	195	175	167	154	5	4	5	3		5	278	217	190	178	
		郡部)	67	57	46	34	58	4	6	1	3			84	71	54	38	-
l	H	<u>計 </u>	314	252	221	201	212	9	10	6	6		l	362	288	244	216	
	根	室市	29	18	17	9	13	2	0	2	0			33	19	19	9	
	_	海町	7	6	6	4	7	1	2	1	1	0		8	9	7	4	
根	_	標津町	6	11	15	13	11	0	0	0	2			6	14	22	14	-
	\vdash	津町	2	3	3	3	4	1	0	1	0		1	3	4	2	4	
	_	臼町	5	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0	5	6	0	2	2
室	(1	市部)	29	18	17	9		2	0	2	0	0	0	33	19	19	9	
	(1	郡部)	20	24	24	22	23	3	2	2	3	1	1	22	33	31	24	27
		計	49	42	41	31	36	5	2	4	3	1	1	55	52	50	33	47
全	(ī	市部)	8,962	8,632	7,164	7,467	7,612	81	87	94	63	72	86	10,261	9,838	8,144	8,540	8,742
	(}	郡部)	969	963	734	837	845	60	65	50	57	43	25	1,233	1,208	899	1,058	1,043
道		計	9,931	9,595	7,898	8,304	8,457	141	152	144	120	115	111	11,494	11,046	9,043	9,598	9,785
仳	b R	符 県	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	4	_	_	_	_	_
þ	'	国	_	_	_	_	_	_	_	_	_		0	_	_	_	_	_
7	<u>۲</u>	明	_	_	_		_	_	-	-	_		0	_	_	_	_	_
É	∤ ⊓	計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	115	_	_	_	_	_

令和4年版 交通安全緑書

令和5年7月発行

編集・発行 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 札幌市中央区北3条西6丁目 Tm (011) 231-4111 (内線24-170)